

福井大学遺伝子組換え実験安全管理要項

令和3年2月17日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、福井大学遺伝子組換え実験安全管理規程（平成16年規程第59号。以下「規程」という。）第22条の規定に基づき、遺伝子組換え実験に関する諸手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請等)

第2条 規程により定められた申請書等の様式は、別表様式1から様式14に定める通りとする。

2 規程第8条第1項に規定する申請書の様式は、大臣確認実験については様式1、様式3、機関承認実験については様式2、様式2-1のとおりとする。

3 大臣確認実験、機関承認実験の実験期間は最長5年とする。

4 期間中に実験計画を変更するときは、規程第8条第1項に基づき、様式2及び先に提出した様式2-1に変更箇所を朱字で記載した申請書をすみやかに提出すること。

5 実験計画を終了又は中止するときは、規程第10条に基づき、様式2及び様式4をすみやかに提出すること。

第3条 規程第13条第2項の情報提供書の様式は、様式7-1又は様式7-2のとおりとする。情報提供届出書の様式は様式6のとおりとする。

2 規程第13条第3項の届出書の様式は様式8のとおりとする。第4項に定められた表示は、様式第12、様式第13又は様式第14のとおりとする。

第4条 規程第10条の報告書の様式は、様式4のとおりとする。

第5条 規程第12条第2項の申請書の様式は、様式5のとおりとする。

附 則

1 この要項は、令和3年2月17日から施行する。

2 福井大学遺伝子組換え実験安全管理内規（平成16年4月1日）は、廃止する。

別表 第2条, 第3条, 第4条及び第5条関連

対象事項	提出書類	
1. 大臣確認実験	様式1	別記様式（二種省令第9条関係）： 第二種使用等拡散防止措置確認申請書
	様式3	実験従事者届出書（大臣確認申請用）
	様式4	遺伝子組換え実験（第二種使用等）（終了・中止）報告書
	別紙様式	ゲノム編集技術の利用により得られた生物の使用等に係る 実験計画報告書
2. 機関承認実験	様式2	遺伝子組換え実験（第二種使用等）申請書
	様式2-1	遺伝子組換え実験（第二種使用等）計画書
	様式4	遺伝子組換え実験（第二種使用等）（終了・中止）報告書
3. 実験施設の設置	様式5	遺伝子組換え実験施設設置承認申請書
4. 遺伝子組換え生物等の譲渡・提供・委託・譲受（譲受等）	様式6	遺伝子組換え生物等の譲渡等の情報提供届出書
	様式7-1	遺伝子組換え生物等の譲渡・提供・委託に関する情報提供書 ※ 遺伝子組換え動物の場合には、「遺伝子組換え動物の譲渡・提供・委託に際しての情報提供書」で代用可
	様式7-2	ゲノム編集技術の利用により得られた生物のうち細胞外で加工した核酸を含まないことを確認した生物等の譲渡等の情報提供書
5. 遺伝子組換え生物等の輸出	様式8	遺伝子組換え生物等の輸出届出書 ※ 様式12, 様式13若しくは様式14を添付すること
	様式12	法律施行規則第37条1号関係 （施行規則 様式第12）
	様式13	法律施行規則第37条2号関係 様式第13 （施行規則 様式第13）
	様式14	法律施行規則第37条3号関係 様式第14 （施行規則 様式第14）
6. その他様式 （遺伝子組換え実験安全委員会用）	様式9	遺伝子組換え実験の承認に関する答申
	様式10	遺伝子組換え実験実施承認書
	様式11	遺伝子組換え実験施設設置承認書